

2010年9月6日（第1版）

機械器具 49 医療用穿刺器、穿刺器及び穿孔器
一般医療機器 一般的名称：穿孔器（JMDNコード：12989001）
チューブパンチスクイーズーAC

再使用禁止

【禁忌・禁止】

1. 製品本来の使用目的と違う用途での使用はしないこと。
2. 本品の加工、改善等は絶対に行わない事。

【形状・構造及び原理等】

1. 材料

ステンレス



【使用目的、効能又は効果】

・頭部の植毛用に使用する。機械を使用することにより、瞬時に穿孔器が皮膚を穿刺する。

【操作方法又は使用方法等】

- ①使用する前に必ずオートクレーブに入れる。
- ②穿刺器をまっすぐ機械本体にセットする。
- ③プッシュボタンを押すと先端から穿刺器が出る。
- ④穿刺器の中から人工毛が出る。

【使用上の注意】

重要な基本的注意

- (1) 先端を損傷したり、固いものに接触させたりして変形や損傷が生じると、器具、機械の寿命を著しく低下させます。
- (2) 本品を使用するにあたっては、装置と技術に対する適切な理解が必要です。手技に習熟した方以外は使用しないで下さい。
- (3) 誤った使用法は本品の損傷を招く恐れがあります。
- (4) 本品を使用するには、神経と血管の損傷を避けるために厳密な解剖学的考慮が必要です。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

<貯蔵・保管方法>

水濡れに注意し、高温、多湿、直射日光のあたる場所を避けて清潔な場所で保管すること。

<有効期間> 製造年月より3年

【保守・点検に係る事項】

- 1.医療機器の使用、保守管理責任は使用者側にあります。
- 2.本品を安全に、より長い間御使用頂くために、始業・終業・定期点検等は、必ず行って下さい。
- 3.さびを防ぐ為に以下の事をお守り下さい。
①使用後は速やかに洗浄を行うこと。
②とり外れるものは取り外し、そうでないものは可動部をよく動かしながら洗浄すること。
③洗浄後に汚れが残った状態での滅菌、消毒はしないこと。
④洗浄や滅菌に使用する水は、蒸留水か脱塩した水を使用すること。
⑤酸やアルカリの強い洗剤の使用は避けること。
(中性の洗剤を御使用下さい)
⑥超音波洗浄の際にはメーカー指定の適正な洗剤を使用すること。(家庭用洗剤は使用しないで下さい)
⑦洗浄後、湿った状態での放置はしないこと。

【包装】

1本/袋

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造業者・製造販売業者

株式会社メディカルプランニング

〒357-0046 埼玉県飯能市阿須 445-17

TEL:042-978-5071 FAX:042-978-5691